

令和4年度

第12回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和5年3月15日

湯沢市農業委員会

第12回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和5年3月15日(水) 午後 1時30分

場所 湯沢市役所 4階 会議室41

開会 午後 1時37分

閉会 午後 2時59分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	11番	水戸 義昭
2番	伊藤 秀郎	12番	姉崎 与志弘
3番	瀬川 等	14番	藤谷 清志
4番	麻生 良子	15番	由利 幸悦
5番	佐藤 昇	16番	佐藤 栄子
6番	宮原 正明	17番	川崎 秀悦
7番	杳澤 弥	18番	高橋 敬悦 (会長職務代理者)
8番	高橋 郁夫	19番	高橋 伸太郎 (会長)
10番	加藤 エリ子		

2) 欠席した委員

13番 佐々木 昇

3) 遅刻した委員

なし

18名中17名出席  
(午後 1時37分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 大野 重雄  
班 長 井川 信博  
主 事 佐々木 健琉

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 使用貸借契約合意解約

(3) 農地法第4条第1項第8号届出

3 議 案

議案 第63号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第64号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地  
利用集積計画の決定について

議案 第65号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地  
利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議案 第66号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による  
農用地利用配分計画の案の決定について

議案 第67号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案 第68号 贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営  
を行っている等の証明願について

議案 第69号 贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付  
を行っていることの証明願について

議案 第70号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

議 事	
議 長	<p>開会宣言 午後1時37分 委員総数18名中、ただいまの出席委員は<u>17名</u>であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>なお、欠席届を提出されている委員の方は、13番 佐々木 昇 委員であります。</p>
議 長	<p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。</p> <p>従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>それでは、16番 佐藤 栄子 委員、17番 川崎 秀悦 委員の両名を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、会期についてお諮りいたします。</p> <p>本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p>
議 長	<p>本日の議題は、会務報告のほか報告3件、議案8件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。</p> <p>冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。</p> <p>また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いいたします。また、私語は慎むようお願いいたします。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(大野事務局長、挙手)</p> <p>大野事務局長。</p>
議 長	<p>(会務報告、朗読説明)</p> <p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p>
議 長	<p>次に農地法に基づく届出等の報告をお願いいたします。</p>

議 長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	<p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書 2 ページから 3 ページをご覧ください。</p> <p>1 賃貸借契約合意解約通知は 19 件で、面積は 67, 187 m<sup>2</sup>であります。 解約事由は、借人の都合によるものが 10 件、第三者へ利用権設定するため が 3 件、第三者へ所有権移転するためが 1 件、耕作者死亡のためが 2 件、契約 内容を変更するためが 1 件、貸人の都合によるものが 2 件となっております。</p> <p>次に、2 使用貸借契約合意解約通知は 2 件で、面積は 6, 378 m<sup>2</sup>であります。 解約事由は、第三者へ所有権移転するためが 1 件、第三者へ利用権設定する ためが 1 件となっております。</p> <p>次に、3 農地法第 4 条第 1 項第 8 号届出は 1 件で、面積 997 m<sup>2</sup>の内 156 m<sup>2</sup> を農作業用道路として整備するためとなっております。 報告は以上です。</p>
議 長	只今の報告内容について、ご質問ありませんか。
議 長	(質問なしの声あり) それでは、ご了承願います。
議 長	次に議事に入らせていただきます。 議案第 63 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題としま す。案件を事務局より説明をお願いします。
議 長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	<p>議案第 63 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について 決定を要す。令和 5 年 3 月 15 日提出。</p> <p>議案書 5 ページをご覧ください。3 条使用貸借権は 2 件、面積が 17, 126 m<sup>2</sup>で あります。申請事由は、経営移譲が 1 件、相手方の要望が 1 件であります。</p> <p>次に議案書 6 ページをご覧ください。賃貸借権設定は 2 件、面積が 15, 568 m<sup>2</sup> であります。申請自由は、高齢による経営縮小が 1 件、経営縮小が 1 件であり ます。賃料は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はございませんか。
議 長	(質問なしの声あり) 質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

<p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第63号の3条使用貸借権設定および賃貸借権設定を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に議案第63号の所有権移転を議題とします。ここで、議案書7ページの申請番号64号については16番 佐藤栄子 委員に関する案件となっております。審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは所有権移転申請番号第64号を審議しますので、16番 佐藤栄子 委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(16番 佐藤栄子委員、退席) (午後1時46分)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(井川班長、挙手)</p> <p>井川班長。</p>
<p>井川班長</p>	<p>議案書7ページをご覧ください。所有権移転申請番号第64号は面積が17,532㎡で、申請事由は農地中間管理機構が行う農地売買支援事業により所有権移転をするためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上であります。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。所有権移転申請番号第64号について、申請のとおり許可することに決定いたします。退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(16番 佐藤栄子委員、着席) (午後1時47分)</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第63号議事参与制限以外の所有権移転について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(井川班長、挙手)</p> <p>井川班長。</p>
<p>井川班長</p>	<p>議案書7ページから8ページをご覧ください。議事参与制限以外の所有権移転は5件で、面積が19,222㎡であります。申請事由は、高齢による経営縮小が1件、農業廃止が1件、農地の交換が2件、相手方の要望が1件となっております。売買価格は総会資料記載のとおりであります。</p> <p>説明は以上であります。</p>

議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。
議 長	(質問なしの声あり) 質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
議 長	(全員挙手) 全員挙手。議案第63号の議事参与制限以外の所有権移転について、申請のとおり許可することといたします。
議 長	次に、議案第64号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。 案件を事務局より説明をお願いします。
議 長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	議案第64号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。 令和5年3月15日提出。 議案書10ページから18ページをご覧ください。利用権設定は35件で、面積は162,287.37㎡であります。申請事由は経営縮小が29件、農業廃止が4件、再設定が2件であります。賃料については総会資料記載のとおりであり、集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。
議 長	ここで暫時休憩とします。 (午後2時10分) 再開 (午後2時14分)
議 長	会議を再開します。 質問がないようですので採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
議 長	(全員挙手) 全員挙手。議案第64号経営基盤強化促進法利用権設定について、計画のとおり決定することといたします。
議 長	次に経営基盤強化促進法所有権移転について審議します。 ここで、議案書19ページの所有権移転整理番号第30号は、1番 高橋忠雄 委

	<p>員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、経営基盤強化促進法所有権移転整理番号第30号について審議いたしますので、1番 高橋忠雄 委員の退席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(1番 高橋忠雄委員、退席) (午後1時54分)</p>
議長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
議長	<p>(井川班長、挙手)</p> <p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案書19ページをご覧ください。所有権移転整理番号第30号、面積13,001㎡で、申請事由は小作地開放によるものであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はございませんか。</p>
議長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第64号経営基盤強化促進法所有権移転整理番号第30号について、計画のとおり決定することとします。退席者の着席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(1番 高橋忠雄委員、着席) (午後1時56分)</p>
議長	<p>次に、議案第64号議事参与制限以外の所有権移転について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
議長	<p>(井川班長、挙手)</p> <p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案書19ページから20ページをご覧ください。議事参与制限以外の所有権移転は5件で面積が20,270㎡であります。申請事由は、経営縮小が4件、農業廃止が1件であります。売買価格は、総会資料記載のとおりであります。説明は以上であります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>



議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議事参与制限以外の議案第64号経営基盤強化促進法所有権移転について、計画のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、利用権移転について審議します。議案書21ページの整理番号第21号、22号は、18番 高橋敬悦 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは、経営基盤強化促進法利用権移転整理番号第21号、22号について審議いたしますので、18番 高橋敬悦 委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(18番 高橋敬悦委員、退席) (午後1時58分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>(井川班長、挙手)</p>
議 長	<p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案書21ページをご覧ください。利用権移転は2件、面積は3,024㎡であります。申請事由は経営縮小によるものです。賃料は総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第64号経営基盤強化促進法利用権移転整理番号第21号、22号について、計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(18番 高橋敬悦委員、着席) (午後1時59分)</p>
議 長	<p>次に、議案第65号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」を議題とします。</p> <p>議案書23ページの整理番号第470号については6番 宮原正明 委員に関する案件となっております。審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは農地中間管理事業 整理番号第470号について審議しますので、6番 宮原正明 委員の退</p>

議 長	<p>席をお願いいたします。</p> <p>(6番 宮原正明委員、退席) (午後2時00分)</p> <p>事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(井川班長、挙手)</p> <p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案第65号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和5年3月15日提出。</p> <p>議案書23ページをご覧ください。利用集積計画整理番号(転貸人へ)が1件、面積は20,442㎡であります。貸付理由は経営縮小によるものとなっております。利用集積計画整理番号(転借人へ)は1件、経営拡張による借受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、農地中間管理事業整理番号第470号について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第65号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」について、計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(6番 宮原正明委員、着席) (午後2時02分)</p>
議 長	<p>次に、議案第65号 議事参与制限以外の利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(井川班長、挙手)</p> <p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案書23ページから27ページをご覧ください。利用集積計画整理番号(転貸人へ)が17件、面積は79,983.11㎡であります。貸付理由は経営縮小によるものとなっております。利用集積計画整理番号(転借人へ)は2件、経営拡張による借受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしてい</p>

		ると考えます。説明は以上です。
議	長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。
		(質問なしの声あり)
議	長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。議案第65号議事参与制限以外の農地利用集積計画について、計画のとおり決定することといたします。
議	長	次に、議案第66号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題とします。議案書29ページから30ページの配分計画案整理番号第19号、20号については18番 高橋 敬悦委員に関する案件となっております。審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは配分計画案整理番号第19号、20号を審議しますので、18番 高橋敬悦 委員の退席をお願いいたします。 (18番 高橋敬悦委員、退席) (午後2時05分)
議	長	事務局より説明をお願いいたします。
井川班長		議案第66号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第2条第1項第14号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。 令和5年3月15日提出。 議案書29ページから30ページをご覧ください。農地中間管理事業(移転)の配分計画案は2件、面積は44,858㎡で、賃貸借権の移転であります。移転事由は、移転する者は経営縮小で、移転を受ける者は経営拡張です。配分計画案の内容について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を聴取するものです。県の配分公告は令和5年3月28日となっております。説明は以上です。
議	長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。
議	長	ここで暫時休憩とします。 (午後2時07分) 再開 (午後2時18分)
議	長	会議を再開します。 質問がないようですので採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。配分計画案整理番号第19号、20号を承認することといたします。退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(18番 高橋敬悦委員、着席) (午後2時18分)</p>
議 長	<p>次に、議案第66号議事参与制限以外の配分計画案について事務局より説明をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(井川班長、挙手)</p> <p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案書30ページから31ページをご覧ください。議事参与制限以外の配分計画案は4件、面積は16,494㎡です。すべて賃貸借権の移転です。移転事由は、移転する者は経営縮小で、移転を受ける者は経営拡張です。配分計画案の内容について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を聴取するものです。県の配分公告は令和5年3月28日となっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議事参与制限以外の配分計画案を承認することといたします。次に、議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(井川班長、挙手)</p> <p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請について」1農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和5年3月15日提出。</p> <p>5条賃貸借権設定申請番号第6号について説明いたします。議案書33ページ、議案付属資料11ページをご覧ください。</p> <p>申請内容は、申請地を借り受けて骨材の陸砂利（原石）を採取するための一時転用であります。申請地は、須川コミュニティセンターから北へ■■■■km、三関地区センターから南西へ■■■■kmに位置し、東側は水路、西・南・北側は田に</p>

隣接しており、農地区分は農用地区域内農地であります。事業計画は、深さが■■■mで■■■mを掘削し、陸砂利■■■m³を採取するものです。事業費は、用地借上経費が■■■■円、造成・整地費が■■■■円、施設・建物建設経費が■■■■円、測量・登記経費が■■■■円、その他搬入経費が■■■■円、合計■■■■円で、全額自己資金となっており、残高証明書で確認しています。被害防除計画については、掘削する土地の周りに高さ1.6mの防護柵を設けて事故がないよう努めるとともに、採取した砂利の運搬によって発生する粉じんを抑えるために適度な散水を行うこととしています。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下となっている。復元工事は期間内に行うこととしており、復元資金についても自己資金となっております。この他、建設課に採取計画認可申請を行い、認可される見込みであります。許可判断として、農業振興地域整備計画の達成には影響もなく、農地法施行令第11条第1項第1号に該当すると思います。説明は以上です。

議 長           ここで、現地確認結果について、1番 高橋忠雄委員から報告願います。

                  (1番 高橋忠雄委員、挙手)

議 長           1番高橋忠雄委員。

1番           議案第67号の現地確認について報告いたします。

2月27日、17番 川崎秀悦委員と私の2名、事務局職員とで現地確認をしてまいりました。現地確認時、申請された案件の計画地は雪で農地を確認することはできませんでしたが、降雪前の11月28日の現地確認において、委員2名と事務局2名で現地周辺の状況を確認しており、申請書類と照らし合わせた結果、事前着工はないものと判断し、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。

議 長           議案第67号の農地法第5条の規定による許可申請について質疑を行います。何かご質問ありませんか。

                  (質問なしの声あり)

議 長           質問なしの声がありますので、議案第67号の農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

                  (全員挙手)

議 長           全員挙手。異議ないものと認め、議案第67号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で

	報告いたします。
議 長	次に議案第68号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている等の証明願について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いいたします。
議 長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	議案第68号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている等の証明願について」贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている等の証明願を受理したので、証明の可否について決定を要す。令和5年3月15日提出。 議案書35ページをご覧ください。後継者へ生前一括贈与したことにより贈与税・不動産取得税を猶予するための3年に一回の証明であります。11件すべて3年間農業経営を継続しているものであり、納税猶予の特例を受けるためのすべての要件を満たしております。なお、平成15年以降の対象者で、贈与税の納税猶予制度でなく相続時精算課税制度を選択した方は、区分のところが取得税のみとなっております。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。
17番	No.2の山形氏は亡くなったように記憶しているが、記憶違いだろうか。
事務局	後程確認させていただきます。 (現在100歳で、農業委員会への死亡の届出等も無し)
議 長	他に質問はありませんか。
議 長	(質問なしの声あり) 質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
議 長	(全員挙手) 全員挙手。議案第68号を原案のとおり決定することといたします。 次に、議案第69号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。
議 長	(井川班長、挙手) 井川班長。

井川班長	<p>議案第69号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願について」贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明を受理したので、証明の可否について決定を要す。令和5年3月15日提出。</p> <p>議案書37ページをご覧ください。件数は2件であります。この証明は、生前一括贈与を受けた土地の一部又は全てを特定貸付したことにより、贈与税・不動産取得税の納税猶予の特例を受けるための証明であります。この2件は、特定貸付を継続しているものであり、納税猶予の特例を受けるためのすべての要件を満たしております。説明は以上です。</p>
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。
4番	特定貸付を行っていると言うのは。
事務局	納税猶予の適用を受けている農地等を、基盤法により農業公社を通じて貸し付けしているものです。
議長	<p>なお、この納税猶予の案件については、毎年農地パトロールの際に、皆様に現地確認をお願いしているものであります。</p> <p>他に質問はありませんか。</p>
議長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第69号を原案のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、議案第70号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
議長	<p>(井川班長、挙手)</p> <p>井川班長。</p>
井川班長	(令和5年度最適化活動の目標の設定等について説明)
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
議長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。令和5年度最適化活動の目標設定等について同意することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)


議 長	全員挙手。議案第70号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」は同意することといたします。
議 長	これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。 (午後2時59分終了)



湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和5年3月15日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 16番 佐藤菜子 

署名委員 17番 川崎香悦 